

室蘭市確認台帳記載事項証明書及び敷地の接道証明書に係る交付事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という）第12条第8項に規定する台帳に記載されている事項に関する証明及び敷地が法第42条に規定する道路（同条第1項第1号及び第5号に該当する道路を除く）に接している事項に関する証明事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築確認台帳記載事項証明書 法第12条第8項に規定する台帳（以下「台帳」という）に記載されている事項に関する証明書
 - (2) 接道証明書 特定の敷地が、法第42条に規定する道路（同条第1項第1号及び第5号に該当する道路を除く）に接している事項に関する証明書
 - (3) 建築計画概要書 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項1号に規定する書類
 - (4) 物件特定に必要な情報 次に掲げる証明書の区分に応じて、当該区分に掲げるもの
ア 建築確認台帳記載事項証明書 建築等の概要が示された確認済証、家屋若しくは土地の登記事項証明書、地図、地積測量図、閉鎖謄本などの原本又は写し
イ 接道証明書 敷地の地積測量図、公図、付近見取り図、地図等の原本又は写し
- 2 前項に記載のない用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、建築基準法施行規則、室蘭市建築基準法施行条例（昭和43年室蘭市条例第40号）又は室蘭市建築基準法施行細則（昭和48年室蘭市規則第18号。以下「施行細則」という。）の定めるところによる。

(証明事項)

第3条 建築確認台帳記載事項証明書の証明事項については、次の各号に掲げるもの（記載事項に変更がある場合は、変更後の記載事項）とする。

- (1) 建築物に関する事項であつて、次に掲げるもの
ア 敷地の位置
イ 工事種別
ウ 主要用途
エ 構造
オ 敷地面積
カ 建築面積
キ 延べ面積
ク 建築主等氏名
ケ 確認済証及び完了検査済証交付年月日

- コ 確認済証及び完了検査済証の番号
- サ その他市長が特に必要と認めた事項
- (2) 建築設備に関する事項であって、次に掲げるもの
 - ア 敷地の位置
 - イ 種別
 - ウ 用途
 - エ 定格速度
 - オ 積載荷重
 - カ 積載定員
 - キ 駆動方式
 - ク 建築主等氏名
 - ケ 確認済証及び完了検査済証交付年月日
 - コ 確認済証及び完了検査済証の番号
 - サ その他市長が特に必要と認めた事項

- (3) 工作物に関する事項であって、次に掲げるもの
 - ア 敷地の位置
 - イ 構造物種別
 - ウ 高さ
 - エ 構造
 - オ 面数
 - カ 面積
 - キ 建築主等氏名
 - ク 確認済証及び完了検査済証交付年月日
 - ケ 確認済証及び完了検査済証の番号
 - コ その他市長が特に必要と認めた事項

2 接道証明書の証明事項については、特定の敷地に対する接道に関する事項であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地の位置
- (2) 道路種別（法第42条に基づく区分）
- (3) その他市長が特に必要と認めた事項
（交付申請の場所、時間等）

第4条 交付申請の場所、時間等については、室蘭市建築計画概要書の閲覧に関する規程に準じ、次の各号の定めるところによる。

- (1) 場所は、建築指導課とする。
- (2) 交付申請場所の閉鎖日は、室蘭市の休日に関する条例（平成2年室蘭市条例第31号）第1条第1項各号に定める日とする。
- (3) 時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。

(4) 市長は、台帳、概要書等の整理その他必要があると認めるときは、前3号の規定にかかわらず、交付申請場所を閉鎖し、又は交付申請時間を短縮することがある。この場合において、市長は、その旨をあらかじめ交付申請場所に掲示するものとする。

(証明書の交付申請)

第5条 証明書の交付を受けようとする者は、物件特定に必要な情報を市長に提示の上建築物、建築設備又は工作物の建築確認台帳記載事項証明書においては建築計画概要書閲覧請求書兼建築確認台帳記載事項証明書交付申請書(第1号様式)に必要な事項を記入し、接道証明書においては公図又は地籍測量図を持参の上、敷地の接道証明書交付申請書(第3号様式)に必要な事項を記入し、市長に申請しなければならない。

2 市長は前項の申請があった場合、提示された情報を基に物件特定の検索を行い建築物においては建築確認台帳記載事項証明書(第2号様式)を、建築設備においては確認台帳記載証明書(第2号の2様式)を、工作物においては建築確認台帳記載事項証明書(第2号の3様式)を接道証明においては接道証明書(第4号様式)を交付する。

(証明書交付対象の除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、証明書の交付対象から除外する。

- (1) 物件特定に必要な情報が不足しており、台帳上物件を特定できない場合
- (2) 台帳に記載している内容が明らかに誤りであると判断した場合
- (3) その他市長が交付すべきでないと判断した場合

(証明書の交付、手数料の納付)

第7条 証明書の交付手数料の額は、室蘭市手数料条例(平成12年室蘭市条例第2号)に定めるところによる。

2 証明書の交付を受ける者は、建築指導課での交付申請手続を経た後、公金取扱金融機関にて手数料の納付を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか法第12条第8項に規定する台帳に記載されている事項に関する証明及び敷地が法第42条に規定する道路(同条第1項第1号及び第5号に該当する道路を除く。)に接している事項に関する証明事務に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

(様式第1号) 建築計画概要書閲覧請求書兼建築確認台帳記載事項証明書交付申請書

(様式第2号) 建築確認台帳記載事項証明書

(様式第3号) 接道証明書等交付申請書

(様式第4号) 接道証明書